

【午前の部】

No.	質問内容	回答
1	スペースを区切るとは、玄関も分ける必要があるのか。	サービス提供を一体的に実施する場合、スペースを区切らなくても差し支えない。
2	送迎について、通所介護と現行通所介護相当、通所型サービスAで一体的に送迎する事は可能か。	通所介護と現行通所介護相当、通所型サービスAで一体的に送迎する事は可能。
3	従事者を一体的に取り扱う事は出来ないとなっているが、従事者自体を別々に分ける必要があるのか。また、状況に応じてそれぞれに対応する事はできるのか。	当日の1つの事業が終了するまでは、終始同じ職員で対応するので分ける必要がある。
4	介護職でなくても可能となっているが、近所の主婦等でもよいか。	資格は求めないが、パート等、各事業所が雇った職員。
5	スペースを分けるが、レクリエーションも分ける必要があるのか。	サービス提供を一体的に実施する場合、スペースを区切らなくても差し支えない。
6	通所介護（現行相当含む）と通所型サービスAで勤務表・タイムカードを分ける必要があるのか？	タイムカードまで分ける必要はないが、勤務表は別に作成する必要あり。
7	お風呂は、通所介護（現行相当含む）と一緒にしてもよいか。	ケアマネジャーのケアプランによるが、入浴介助が必要な方については、介助が必要な身体状況の方だと考えると、現行通所介護相当で対応して貰った方が良いのではないだろうか。
8	スペースを区切る事について、通所介護・予防通所介護・現行通所介護相当も区切る必要があるのか。	通所型サービスAのみ区切る必要はあるが、それ以外は区切らなくてもよい。
9	営業日について、月～金などではなく週2回の曜日限定での営業でもよいか。	限定での営業は可能。午前・午後のみでの営業でも可能。
10	場所について、現在、営業しているデイサービスと同じ場所でないといけないか。違う場所での営業可能か。	基準の広さ等を満たしていれば違う場所での営業は可能。ただし、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の共有は認められない。

【午後の部】

11	定員の考え方について、通所介護の定員に通所型サービスAの方も含まれるのか。	通所介護の定員と分けて考えてよい。1人当たりのスペースが確保できれば可能。
12	管理者について、通所介護と現行通所介護相当の管理者と同一人物でよいか。	同一人物で差支えない。
13	サービス提供時間が半日相当を想定しているが、午前と午後と分けて指定を受けないといけないか。	1つの指定で午前、午後ともにサービス提供可能。分けて指定を受ける必要はない。
14	スペースを区切る物とは具体的にはどういった物か。ラインでの対応は可能か。	サービス提供を一体的に実施する場合、スペースを区切らなくても差し支えない。
15	現在の通所介護の営業日ではない日に、通所型サービスAを提供する事は可能か。 例) 通所介護の営業日が月～土で、日曜日に通所型サービスAの営業日にする。	人員の確保が出来るなら可能。
16	通所介護①という事業所と通所介護②という2か所の事業所の併用は可能か。 例) 月曜日→通所介護① 木曜日→通所介護②	併用可能。
17	同日の午前と午後に、同一事業所を利用する事は可能か。	できない。
18	入浴の加算はないが、事業所で自費は取れるか。	できない。
19	介護職でなくてもよいというのは事務職やボランティアでもよいか。	無資格や事務職で利用者の対応ができる方なら可能。ボランティアでもよいが、きりり活動員は身体介護ができないので想定できない。
20	従事者は雇用契約が必要か。例えば派遣でも可能か。	雇用契約までは問われないが事業所にお任せする。 (損害賠償責任保険の加入は必要。) 派遣職員は可能であるが、委託不可。
21	契約書はそれぞれの事業で分ける必要があるか。	それぞれ分ける必要がある。
22	総合事業になると医療費控除は受けられなくなるのか。	内容によって異なるため、医療費控除の対象となる居宅サービス等の対価の概要で検索してください。
23	計画書に必須で入れておくべき項目はあるか。	自立支援ひいては、卒業を目標にしているので、『わたしの目標』は入れておいて頂きたい。